

1. 健康保険組合規約 抜粋

第 4 章 組 合 員

(組合員の範囲)

第 4 4 条 この組合は、全国に所在する次の各号に掲げる業種の事業所の事業主及びその事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第 3 条第 4 項の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。）を組合員の範囲とする。

- (1) 情報サービス業（ソフトウェア開発・情報処理サービス・データベースサービス）を主とする事業所
- (2) 前号に規定する事業所の事業主または従業員を主たる構成員とする団体及び中部アイティ産業健康保険組合の事務所
- (3) 組合の設立事業所との間で、証券取引法（昭和 2 3 年法律第 2 5 号）の規定に基づき定められている財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 3 8 年大蔵省令第 5 9 号）第 8 条第 3 項又は第 5 項に規定する「親会社」、「子会社」又は「関連会社」と同様な関係にある事業所

附 則

(施行期日)

この規約は平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。